

「老年離婚」

家庭問題情報センター 矢谷 安紀子

正子さんは六十八歳。七十二歳の夫との間に二人の息子がいます。息子たちは結婚して所帯を構え、正子さん夫婦は悠々自適のはずでしたが、正子さんは離婚を考えるようになり、長男に付き添われて、カウンセリングルームを訪れました。

カ (カウンセラー) 今日はどういうことで

おいでになりましたか。

正 (正子) もうお父さんとはやっていけない、離婚したいと思ひまして。

カ どういうご事情ですか。

正 夫は昔からワンマンではありませんでしたが、この頃になつて暴力までふるうようになったのです。それも、「お前は浮気をしている。白状しろ」と言うのです。髪の毛を引っ張ったりして大変です。私も長年我慢してきましたが、もう限界です。

カ いつ頃からそういうことを言うようになったのですか。

正 この数年だと思ひます。

カ 失礼ですが、浮気はされていませんよね。
正 まさか！

長 (長男) いやー、それはないと思ひます。それにしても親父の暴力がひどくて、お袋がかわいそうです。僕は離婚してもいいと思ひています。

カ お連れ合ひは、離婚について何とおっしゃっているのですか。

正 「お前みたいなヤツとは早く離婚したい。」

出ていってくれ」と言っています。

カ 離婚は、夫婦の合意で成立します。お連れ合ひもその気があるなら協議離婚ができます。息子さんたちは独立されているし、離婚するかどうかは、ご自身でお決めになればいいことです。

正 そうですか。裁判所で決めてもらわなくてはいけないのかと思ひました。

カ それより、浮気をしていると言つて暴力をふるうということが気になります。

長 親父は、お袋の浮気相手が外に潜んでいると僕たちに電話をよこしたりします。僕たちも最初は、親父の言葉を真に受けて、お袋もいい年をしてどうしたんだと、様子を見にきましたが、どうも親父が邪推しているようです。

カ 邪推ではないかと指摘すると、お父さんはどういう反応ですか。

長 「何を言っている。あそこに相手がいるじゃないか！」などと言つて、耳を貸しません。

正 もともと自分勝手と思ひ込みの激しい人だから、仕方ないのでしょうか。

カ それにしても変ですね。ご長男から見てもおかしいと思うことは、ほかにはありませんか。

長 「今、家の中で浮気をしている真つ最中だ」とか電話をしてきたりもします。でも、

お袋は外出中だったりするんです。

力 浮気はお父さんの妄想、ということでしょうか。

長 そうですね。

力 精神的な病気があるように感じます。年齢的にも認知症が始まっているのかもしれないですね。

認知症にはいろいろあって、妄想が主な症状として出るものがあります。治療によって症状が軽くなる場合もありますから、専門医を受診されるのも一つの方法です。

もし精神的な病気の原因でお父さんが離婚すると言っているのだとすると、回復すれば離婚したくないという可能性もありますね。

正 私がお父さんを病院に連れていくのですか。

私は離婚して、セイセイしたいです。ずっと我慢してきたのですから。第一、私の言うことなんか聞きませんよ。

私は、離婚がダメなら、別居します。

力 そうですか……。

どうしても離婚するといふのであれば、息子さんたちが、お父さんの面倒を見て、病院に連れていったりしなくてはなりませんね。

長 そうなんですか。僕たちも親父の性格に

は困らされてきたので、正直言って、あまりかわりたくないのですが。

お袋が僕たちの親権者になれば、僕たちは関係ないというわけにはいかないのですか。

力 親権者になるというのは、夫婦の間にいる子どもが未成年の場合であって、この場合は関係ありません。

長 親父を放っておくというわけにはいかないのですか。

力 民法上は、ゆとりがあれば経済的援助をしなければなりません。

お父さんが病気であるのに面倒を見ないということになれば、病気の親御さんの保護をしなかった、という責任に問われることがあります。

ご兄弟で面倒を見ることができない場合には、しかるべき後見人を立てて、その人に采配してもらう必要が出てきます。

長 他人に家の中に入られるよりは、自分たちでするほうがいいです。

力 夫婦は離婚したら他人ですが、親子の縁は切れません。もし、お父さんが病気であるとしたら、お父さんをかわいそうだと思うって、ご兄弟で世話をしたらいいかがですか。

そういう姿を、ご自身の子どもさんたちはしっかり見ていると思います。

長 確かにそうですね。親子はどこまで行っても親子ですし、子どもたちに、親として、人としての姿を見せることは大切なことですよね。

お袋は長年親父のワンマンに苦勞してきたので、離婚することで楽にしてあげたいと思います。いろいろあるでしょうが、弟と話し合っつて、今後は二人で親父の面倒を見ていきたいと思ひます。

また相談させていただきますので、よろしくお願ひします。

力 正子さんの離婚後の生活を考えますと、年金分割の問題も起きてくるでしょう。

何かありましたら、いつでもお越しください。

